

## 定款

平成30年8月21日施行  
令和1年6月26日一部改訂  
令和2年6月23日一部改訂

---

### 第1章 総則

---

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ドレッセWISEたまプラーザエリアマネジメントと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、たまプラーザ駅北地区地区整備計画区域A地区（以下「対象地区」という。）を中心としたエリアの課題解決及び魅力向上のための事業を実施、支援する等のエリアマネジメント活動に取り組むことによって、街の価値向上及び新たな価値創造を実現し、広く公益に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多世代が支え合うコミュニティ創出に関する事業
- (2) 地域情報の受発信に関する事業
- (3) 街の回遊性及び賑わい創出に関する事業
- (4) 経済の地域内循環及び地域活動の持続的展開の促進に資するソーシャルビジネス開発に関する事業
- (5) エリアマネジメントに必要となる人材育成に関する事業
- (6) まちぐるみで関わる保育・子育てに関する事業
- (7) コミュニティリビングモデル実践に関する事業
- (8) 地域の安全に関する事業
- (9) 地域の交通に関する事業

- (10) 緑化・環境に関する事業
  - (11) 文化振興・エリア内観光・商業振興に関する事業
  - (12) 公共施設及び公共空間並びにこれらに類する施設・空間の活用に関する事業
  - (13) 都市計画提案等に関する事業
  - (14) エリアマネジメントに関する調査研究及び提案に関する事業
  - (15) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業
  - (16) その他前各号に掲げるものに附帯又は関連する一切の事業
- 2 当法人は、横浜市と東京急行電鉄株式会社との間で締結された2016年10月21日付けの「たまプラーザ駅北地区地区計画区域内（A地区）におけるエリアマネジメントに関する協定書」（以下「エリアマネジメント協定」という。）の東京急行電鉄株式会社の地位及び権利義務を承継し、エリアマネジメント協定の定めに則り、エリアマネジメント活動に取り組む。

---

## 第2章 会員

---

（種別）

- 第5条 当法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）における社員とする。
- 2 正会員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、第3条の目的に賛同する個人又は団体とする。
- (1) 区分所有建物管理組合（対象地区内に存する区分所有建物管理組合。該当する者である正会員を以下「区分所有建物管理組合会員」という。）
  - (2) 地域利便施設のテナント（対象地区内に存する地域利便施設の用に供される建物の部分（以下「地域利便施設部分」という。）の賃借人である個人又は団体（賃借区画の転借人や共同営業者を除く）。該当する者である正会員を以下「地域利便施設テナント会員」という。）
  - (3) 地域利便施設の所有者会員（対象地区内に存する地域利便施設部分の区分所有者である個人又は団体。該当する者である正会員を「地域利便施設所有者会員」という。）
  - (4) 自治会（対象地区内に存する区分所有建物に居住する者を構成員（以下「居住者構成員」という。）とする自治会のうち、居住者構成員の数が最も多いものに限る。以下「自治会会員」という。）

3 賛助会員は、正会員以外の者で、第3条の目的に賛同する個人又は団体とする。

#### (入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 正会員の入会については、理事会においてその可否を決定し、これを申込者に通知するものとする。

3 賛助会員の入会については、理事会がその可否を決定し、これを申込者に通知するものとする。

#### (会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める会費を支払わなければならない。

#### (会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 会員である個人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 会員である団体が破産手続開始の決定を受けたとき。

(4) 会員である個人又は団体が第5条第2項に定める要件に該当しなくなったとき。

(5) 2年間以上会費を滞納したとき。

(6) 除名されたとき。

(7) 自己（自己が団体又は法人の場合は代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が該当する場合を含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であるとき、又は、反社会的勢力の意向、影響を受けて会員となっているとき。

(8) 総正会員の同意があったとき。

#### (任意退会)

第9条 会員は、退会日の3か月前までに、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して任意に退会することができる。

#### (除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員

の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、その社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れ、正会員については一般社団・財団法人法における社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

---

## 第3章 社員総会

---

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個（区分所有建物管理組合会員及び自治会会員については2個）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第5条第2項各号に掲げる正会員の要件別種類のうち複数の種類の正会員に該当する会員は、該当する種類毎に1個（区分所有建物管理組合会員及び自治会会員に該当する場合には2個）の議決権を有するものとする。
- 4 複数の議決権を有する正会員は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 役員を選任及び解任

- (3) 計算書類の承認
- (4) 役員報酬及び会費に関する事項
- (5) 会員の除名
- (6) 解散
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

#### (開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。  
2 臨時社員総会は、一般社団・財団法人法に定めるもののほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第16条 社員総会は、一般社団・財団法人法に別段の定めがある場合を除き、理事会の決定に基づき、理事長が招集する。  
2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。  
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。  
4 すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

#### (議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (定足数)

第18条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### (決議)

第19条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法及びこの定款に別段の定めが

ある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他一般社団・財団法人法において定められた事項

#### (議決権の代理行使)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項において他の正会員を代理人として議決権の行使をする場合における正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

#### (決議の省略)

第21条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

#### (議事録)

第23条 社員総会の議事については、一般社団・財団法人法で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議長は、前項の議事録に記名押印するものとする。

#### (社員総会運営規約)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、一般社団・財団法人法又はこの定

款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規約による。

---

## 第4章 役員等

---

(種類及び定数)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

3 理事のうち、若干名を副理事長とし、理事会において必要があると認めるときは専務理事とすることができるものとする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。この決議をする場合には、前条第1項で定めた員数を欠くことになるときに備えて補欠の役員を専任することができる。

2 代表理事、副理事長及び専務理事は、理事会において選定する。

3 理事会は、その決議によって、理事のうちから、副理事長及び専務理事を選定することができる。

4 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 正会員は、自らと同じ要件の種類で、理事会に対し、自らと同じ要件種類で正会員（その役員、構成員を含む。）の中から1名に限り理事の候補者として推薦できる。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務を執行する。

2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、理事長の職務を代行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすること
- (3) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

#### (任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第25条に定める員数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事として、その職務を行わなければならない。

#### (解任)

第30条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

第31条 役員は無報酬とする。ただし、理事長、副理事長及び専務理事には、社員総会で定めるところにより、その業務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その業務を行うために要する費用の支払をすることができる。

#### (取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引



- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

#### (責任の一部免除)

第33条 当法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

#### (顧問)

第34条 当法人に、理事会の議決により、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

---

## 第5章 理事会

---

#### (理事会の設置及び構成)

第35条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

#### (権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項（一般社団・財団法人法及びこの定款で社員総会の決議によるものとされた事項を除く。）
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、副理事長及び専務理事の選定及び解職

#### (招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき、又は理

- 事長に事故があるときは副理事長（副理事長も欠けたとき、又は事故があるときは専務理事）が理事会を招集する。
- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

#### （議長）

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### （定足数、決議）

- 第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 2 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

#### （決議の省略）

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

#### （報告の省略）

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第27条第5項の規定による報告については、この限りでない。

#### （議事録）

- 第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

#### （理事会運営規程）

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

---

## 第6章 基金

---

(基金の拠出等)

第44条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。ただし、定時社員総会の決議に基づき一般社団・財団法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲で行う返還についてはこの限りでない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

---

## 第7章 会計

---

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで、前年度の予算に準じた収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに当法人の事務局に備えておかなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会に報告(第3号に掲げる書類を除く。)しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 計算書類

(3) 前2号に掲げる書類の附属明細書

- 2 前項第2号に掲げる書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 当法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 当法人が、次の各号のいずれかにあたる行為をしようとするときは、理事会において、総理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

- (1) 資金の借入（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金の借入を除く。）
- (2) 重要な財産の処分又は譲受け

(残余財産の処分及び剰余金分配の禁止)

第49条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金を分配することができない。

---

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

---

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第51条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法に基づく法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第52条 当法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4

号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

---

## 第9章 事務局

---

(設置等)

第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置し、所要の職員を置くことができる。

- 2 所要の職員は、理事会の承認を経て、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 次に掲げる帳簿及び書類は、一般社団・財団法人法に定められた期間、事務局に、常に備える。

- (1) 定款
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 理事及び監事の名簿
  - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (5) 定款に定める機関の議決に関する書類
  - (6) 財産目録
  - (7) 役員等の報酬規程
  - (8) 事業計画書及び収支予算書
  - (9) 事業報告書及び計算書類等
  - (10) 監査報告書
  - (11) 公益目的支出計画実施報告書
  - (12) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、一般社団・財団法人法の定めによるものとする。

---

## 第10章 雑則

---

(公告)

第55条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第57条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法及びその他の法令並びにエリアマネジメント協定に従う。

---

## 附則

---

(最初の事業年度)

第 58 条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

以上、一般社団法人ドレッセW I S Eたまプラーザエリアマネジメントの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 30 年 8 月 21 日

設立時社員 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号  
東京急行電鉄株式会社  
取締役社長 高橋 和夫

設立時社員 東京都渋谷区代官山町 9-10 3T02  
株式会社代官山ワークス  
代表取締役社長 丸山 孝明

設立時社員 東京都港区南麻布 5 丁目 1 4 番 1 5 号  
エノテカ株式会社

代表取締役社長 櫻井 裕之

設立時社員 東京都渋谷区猿楽町10番11号  
日本レストランシステム株式会社  
代表取締役 大林 豁史

設立時社員 東京都千代田区富士見二丁目14番36号  
株式会社グローバルキッズ  
代表取締役社長 石橋 宜忠

設立時社員 東京都渋谷区南平台町5番6号  
株式会社キッズベースキャンプ  
代表取締役 島根 太郎